

弥 山 特 別 保 護 地 区
再 指 定 計 画 書

広 島 県

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

弥山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

廿日市市宮島町地内の瀬戸内海国立公園特別保護地区(昭和三十二年十月二十三日付け厚生省告示第三百四十四号で指定)の区域

(2) 特別保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

① 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

② 特別保護地区の指定目的

アカマツ、常緑広葉樹林からなる原生林が残されており、森林鳥獣の絶好の生息地であるため。

③ 管理方針

区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。

特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。

農林業等被害及び人身事故防止のため有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

2 指定の理由

アカマツ、常緑樹からなる原生林が残されて、自然の生態系が極めて良好に維持されており、各種野生鳥獣の保護繁殖上重要な区域のため。

3 指定する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 203ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 203 ha

農耕地 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 203ha

(国有林・財務省所管 203ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域			
自然環境保全条例による地域	ha		
自然公園法による地域	203ha	特別保護地区	203ha
		特別地域	ha
		普通地域	ha
砂防指定地	ha		
文化財保護法による地域	203ha		
森林法による地域（保安林）	ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（１）当該地域の概要

太古から自然が保護されており、アカマツ林、照葉樹林、モミ、ツガ林等の各種植物群落が存在している。そのため森林鳥獣の優れた生息地となっている。

（２）生息する鳥獣類

ア 鳥類

森林：オオルリ、コゲラ、ヤマガラ、アオゲラ、キジバト、キビタキ、ウグイス、メジロ、ヤブサメ、イカル、エナガ、シジュウカラ、カワラヒワ、クロツグミ、ヤイロチョウ、カッコウ、イスカ等

海面、浜辺：マガモ、ヒドリガモ、ユリカモメ、チュウシャクシギ、カワウ等

イ 獣類

タヌキ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンテン、ムササビ、ニホンノウサギ等

（３）当該地域の農林水産物の被害状況

カワウによる水産物への多大な被害が起きている。

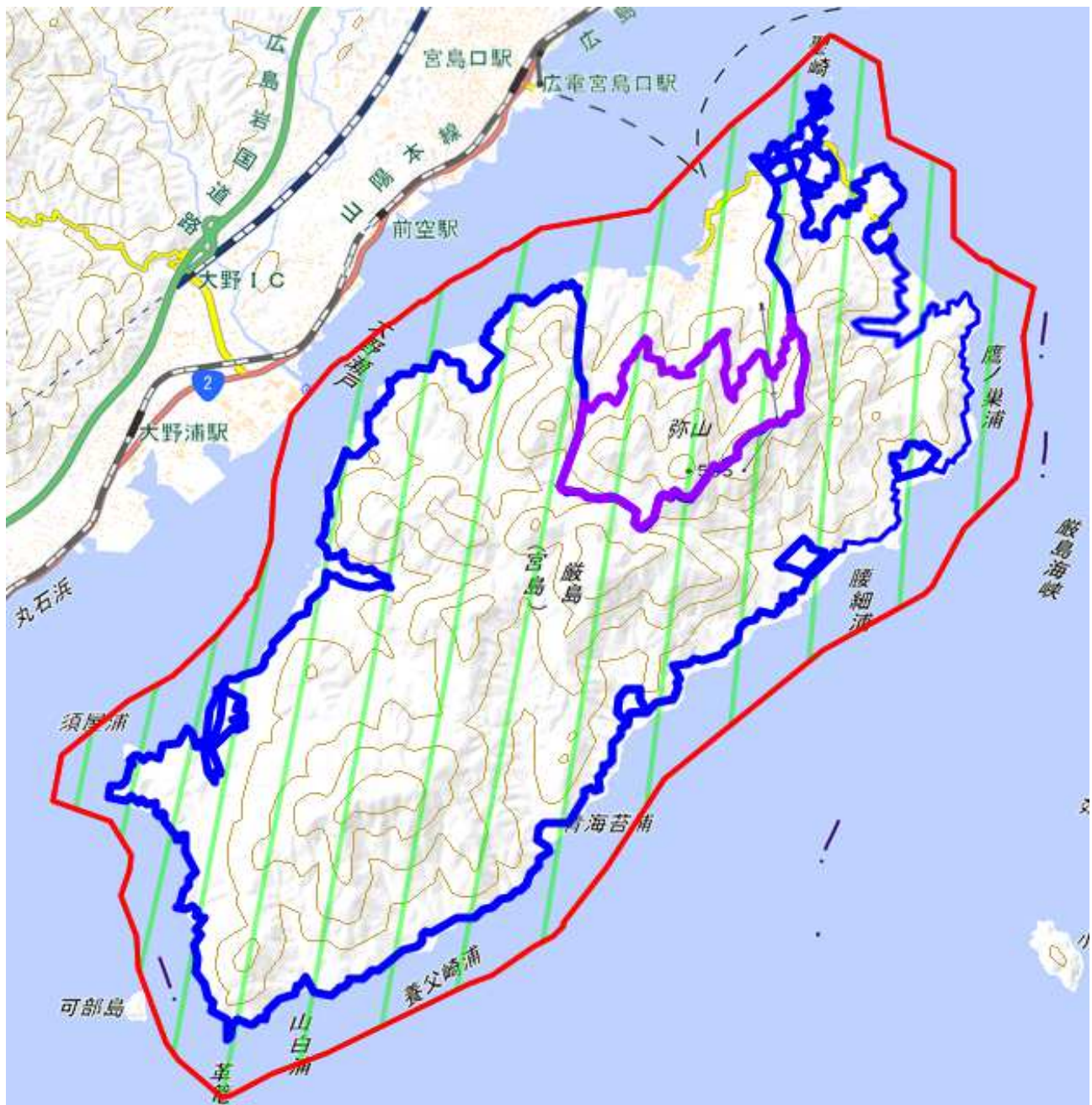
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第３２条の規定による補償に関する事項

本鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

特別保護区用制札 ５基

宮島鳥獣保護区弥山特別保護地区



凡例



...

鳥獣保護区



...

特別保護地区



...

国有林



...

国立公園

縮尺

1:60,000

三 段 峡 特 別 保 護 地 区
再 指 定 計 画 書

広 島 県

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

三段峡特別保護区

(2) 特別保護地区の区域

山県郡安芸太田町地内の西中国山地国定公園特別保護地区（昭和四十四年厚生省告示第六号で指定）の区域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

① 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

② 特別保護区の指定目的

当該区域は、西中国山地国定公園特別保護地区内にあって、長大かつ特異な形状の峡谷地形をなし、森林美にも恵まれ、国特別名勝に指定されている。キシツツジ等貴重な植物群落が分布し、多種多様な森林性野生動物の生息地となっているため、特別保護地区に指定し、特にその生息環境の保全を図る。

③ 管理方針

区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。

特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。

農林業等被害及び人身事故防止のため有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

2 指定の理由

優れた自然環境が保全されている区域であり、鳥獣の良好な生息地であるため。

3 指定する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 499ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	499ha
農耕地	ha
水 面	ha
その他	ha

イ 所有者別内訳

国有地	ha
地方公共団体有地	53ha
都道府県有地	ha
市町村有地	53ha

私有地 446ha
公有水面 ha 国交省管理一級河川 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全条例による地域	ha		
自然公園法による地域	499ha	特別保護地区	499 ha
		特別地域	ha
		普通地域	ha
文化財保護法による地域	499 ha		
砂防指定地	ha		
森林法による地域(保安林)	499 ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

太田川上流の柴木川に沿った長大な峡谷で、高さ 40m に及ぶ大岩壁や幾多の滝、急流、深淵が見られるなど特異な景観を呈し、加えて森林美にも恵まれていることから、国が特別名勝に指定している。

また、区域内の大規模森林所有者である日新林業㈱は、同地域の豊かな生態系を維持しながら持続可能な林業経営を行っており、(一財)緑の循環認証会議が森林管理認証(SGEC)事業体に認定している。

更に、区域内には広島銀行が CSR(企業の社会的責任)の一環として、地元と協力して「ひろぎんの里山」を設け、区域内の森林を守る活動の一環として植樹活動を行っている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

キジ、キジバト、ヤマドリ、ウグイス、クマタカ、コゲラ、エナガ、ヒガラ、シジュウカラ、キビタキ、アオバト、スズメ、マガモ、オシドリ、オオルリ、アカショウビン、キセキレイ、カワガラス、トビ、アオサギ、ハシブトカラス、ヤマセミ、カワアイサ、ミソサザイ等

イ 獣類

ツキノワグマ、モモンガ、ニホンイタチ、ヤマネ、イノシシ、ニホンジカ、テングコウモリ、モモジロコウモリ、ムササビ等

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域は全域が西中国山地国定公園の範囲内であり、所謂農林水産業への被害はないが、イノシシによる森林土壌の掘り起こしによる落石等が見られる。また、周辺部では依然としてイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマによる農業被害がある。これに対して、安芸太田町では鳥獣被害防止計画を策定し、有害鳥獣捕獲に加えて電気柵の設置、鳥獣を里に誘引する原因となる不要な果樹及び野菜等のもぎ取り、緩衝帯を整備するなどの対策を進めている。

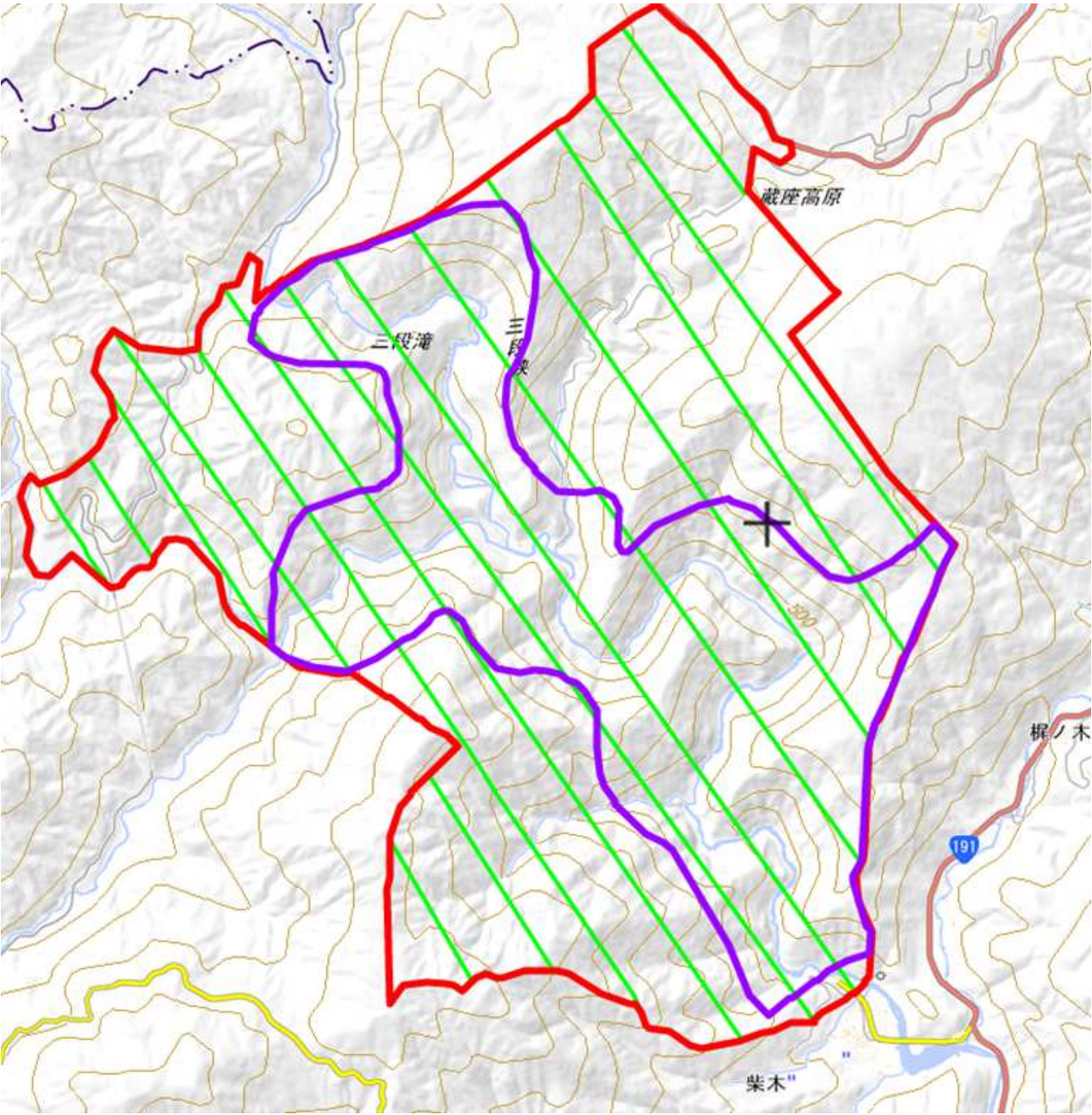
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に

対しては、通常生ずべき損失を補償する。

- 6 鳥獣保護区の維持管理に関する事項
特別保護区用制札 1 基

三段峡鳥獣保護区三段峡特別保護区



- 凡例
- . . . 鳥獣保護区
 - . . . 特別保護地区
 - . . . 国定公園

縮尺 1/130,000

帝釈峡鳥獣保護区帝釈峡特別保護地区
指定計画書

広島県

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

帝釈峡鳥獣保護区帝釈峡特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

庄原市東城町及び神石郡神石高原町地内の帝釈峡鳥獣保護区内で比婆道後帝釈国定公園第一種特別地域（昭和 38 年 7 月 24 日付け厚生省告示第 331 号で指定）の区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

②鳥獣保護区の指定目的

当該区域における野生鳥獣の保護繁殖及びその生息環境の保全を図るため。

③管理方針

区域内の野生鳥獣の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障の及ぶことのないよう配慮する。
特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。
農林業等被害及び人身事故防止等を目的とした有害鳥獣捕獲を行う場合は、実情を十分に考慮し、適切に対応する。

2 指定の理由

当該区域は比婆道後帝釈国定公園区域内にあって、変化に富んだ石灰岩カルスト地形をなし、帝釈川が蛇行しながら浸食した大峡谷は国指定の名勝になっている。ここではシラタマノキ等の絶滅危惧種をはじめ多様な植物相が分布し、多種多様な森林性野生動物の生息地となっていることから、特にその生息環境を保全する必要がある。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 159 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 135 ha

農耕地 0 ha

水 面 20 ha

その他 4 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

地方公共団体有地	16 ha	{	県有地	1 ha
			市町村有地等	15 ha

私有地 123 ha

公有水面 20 ha

ウ 他の法令による規制区域

自然公園法特別地域（第1種特別地域）	159 ha
文化財保護法（名勝）	135 ha
森林法（保安林：風致）	135 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

当該特別保護地区は、比婆道後帝釈国定公園の帝釈地区を中心に、庄原市東城町南部と神石郡神石高原町北部に位置し、変化に富んだ石灰岩カルスト地形の区域である。また、帝釈川が蛇行しながら浸食した大峡谷は国指定の名勝になっている。

（2）生息する鳥獣類

ア 鳥類

キジ、ヤマドリ、キジバト、カワラヒワ、コガラ、ヤマガラ、エナガ、ミヤマホオジロ、イカル、アオバト、イワツバメ、カワガラス、シジュウカラ、キビタキ、ルリビタキ、カワセミ、アオゲラ、アカショウビン、コサギ、アオサギ、カワウ等

イ 獣類

ニホンザル、イノシシ、キツネ、タヌキ、ニホンイタチ、ニホンテン、アナグマ、ムササビ、ノウサギ、ヌートリア 等

（3）当該地域の農林水産物の被害状況

①被害状況

イノシシ：水稻、一般野菜
サル：水稻、一般野菜
ヌートリア：水稻、一般野菜
アナグマ：一般野菜
タヌキ：一般野菜
サギ類：水稻、漁業被害
カワウ：漁業被害

②被害の箇所

農作物被害については、主に特別保護地区周辺の農地にみられる

③被害対策

ア 方法：銃器及びわなによる有害鳥獣捕獲
イ 実施者：市町の有害鳥獣捕獲班

④利害関係人との関係

意見照会の中で農林水産物への言及があるが、有害鳥獣捕獲について実情を十分に考慮し、適切に対応する旨説明し、了承を得ている。

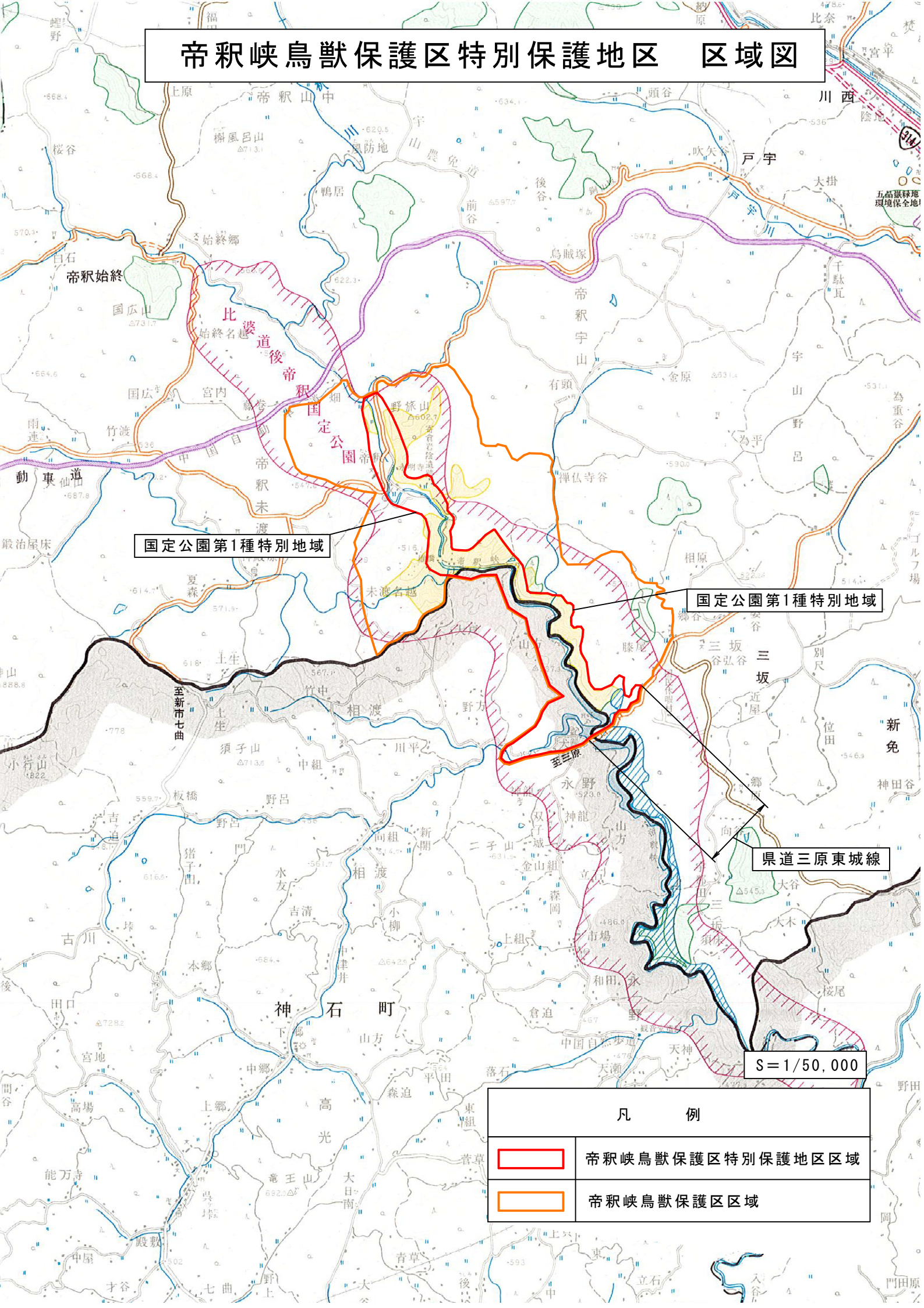
5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 7基

帝釈峡鳥獣保護区特別保護地区 区域図



国定公園第1種特別地域

国定公園第1種特別地域

県道三原東城線

S=1/50,000

凡 例	
	帝釈峡鳥獣保護区特別保護地区区域
	帝釈峡鳥獣保護区区域

齋 島 周 辺 特 別 保 護 地 区
再 指 定 計 画 書

広 島 県

1 保護に関する指針等

(1) 鳥獣保護区の名称

斎島周辺特別保護地区

(2) 鳥獣保護区の区域

呉市蒲刈町地内の仏ヶ崎と黒鼻を結ぶ直線と、仏ヶ崎と下蒲刈町上黒島を結ぶ直線の交点を起点として、同所から仏ヶ崎と黒鼻を結ぶ直線を南東方に進み、黒鼻に至り、同所から同所と上蒲刈島南東端とを結ぶ直線を北東方に進み、上蒲刈島の南東端に至り、同所から最大満潮時海岸線を北方に進み、豊島大橋（通称あび大橋）との交点に至り、同橋を東方に進み、同橋と豊島の最大満潮時海岸線との交点に至り、同所から豊島の最大満潮時海岸線を東方に進み、豊浜大橋に至り、同所から同橋を東方に進み、大崎下島の最大満潮時海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東方に進み、呉市豊浜町と呉市豊町との行政界との交点に至り、同所から同点と豊浜町斎島東端とを結ぶ直線を南西方に進み、斎島東端に至り、同所から最大満潮時海岸線を西方に進み、同島南西端に至り、同所から同端と下蒲刈島町上黒島南東端とを結ぶ直線を北西方に進み、上黒島南東端に至り、同所から同端と蒲刈町仏ヶ崎とを結ぶ直線を北西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域の海面及び豊浜町斎島の最大満潮時海岸線から二キロメートル以内の海水面の区域（ただし、上蒲刈島、豊島、大崎下島においては、最大満潮時海岸線から五十メートルの範囲の海面は除く。）

(3) 鳥獣保護区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

① 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地

② 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、瀬戸内海国立公園内にあって、アビ渡来群遊海面として国天然記念物に指定されている。県鳥アビの主要な集団渡来地となっているため、特別保護地区に指定し、特にその生息環境の保全を図る。

③ 管理方針

アビ（シロエリオオハム）について生息調査を行い、区域内の生息環境の把握に努める。
特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。

2 指定の理由

減少したアビ（シロエリオオハム）の渡来数を復活させる。

3 指定する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6,230ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 ha

農耕地 ha

水 面 6,230ha

その他 ha

イ 所有者別内訳

公有水面 6,230ha 国交省管理一級河川 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全条例による地域 ha

自然公園法による地域 6,230ha 特別保護地区 ha
特別地域 ha
普通地域 6,230ha

文化財保護法による地域 668ha

砂防指定地 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

気候が温暖である瀬戸内海の小島を含む海域であり、県内ではアビ（シロエリオオハム）が集団で渡来する唯一の場所である。かつてこの水域は漁業者が、アビ漁と呼ばれるアビに追われて海中深く逃げるイカナゴを狙って集まる鯛などを釣る鳥持網代漁を行う豊かな漁場であった。しかし戦後の経済成長の過程で限度を越えた大量の海砂が採取された結果海底が荒れ、イカナゴが棲む生態系が破壊されたこと、また高速船の運行でアビ類の生息が脅かされたことで、飛来数が大幅に減少することになった。その影響で、昭和 61 年にアビ漁が行われたという記録を最後に姿を消すことになった。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

アビ（シロエリオオハム）、カワウ、セグロカモメ、ウミネコ、ミサゴ、ハヤブサ、カンムリウミスズメ

イ 獣類

タヌキ、イノシシ

(2) 当該地域の農林水産物の被害状況

大部分が海上にあるため、所謂農林業の被害はない。一方で水産業についてはカワウのコロニーが小島や沖ノ島などにあり、カワウがメバル等を捕食する漁業被害が発生している。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

本鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 2 基

7 その他

アビ（シロエリオオハム）の生息環境の保護のため、アビの渡来期間である毎年 12 月 1 日から 4 月 30 日までの間、当該特別保護地区の全域を特別保護指定区域とし、動力船の使用を禁止する。

＜参考資料＞

- 1 広島県の絶滅のおそれのある野生生物(第4版)-レッドデータブックひろしま 2021 (令和3年、広島県)
- 2 広島県の自然と野生生物～レッドデータブックひろしま～(平成7年12月、広島県監修、中国新聞社)
- 3 未来へつなげ命の輪!広島プラン 生物多様性広島戦略(平成25年3月、広島県)

齋島周辺鳥獣保護区齋島周辺特別保護地区



凡例

- . . . 鳥獣保護区
- . . . 特別保護地区
- . . . 国立公園

縮尺 1:120,000